決算審査特別委員会（本審査）

令和７年11月６日（木）　議場

【教育委員会】

〇武田副委員長　それでは委員会を再開し、教育委員会の本審査に入ります。１番、宗形委員。

〇宗形委員　10番、宗形一輝です。学校給食費負担金について質問させていただきます。対象が限られたまちづくりアンケートの回答を確認したのではなくて、実際に給食の提供を受けている保護者、つまり子育て世帯のお父さんお母さんの声を把握して、期待される給食施策の実施に向けて研究すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

〇武田副委員長　はい、どうぞ。

〇給食係長　学校給食センター給食係長の高玉です。ただいまの宗形委員の質問にお答えします。無償化についてのアンケート等の実施はしなかったところですが、昭和59年１月から供用開始し設置後40年以上経過している給食センターが老朽化していることから、今後の給食提供の方向性の検討に併せて、保護者が期待する給食の在り方について調査し施策を進めていきたいと考えております。以上です。

〇武田副委員長　はい、どうぞ。

〇宗形委員　はい。100食の無償化を実施されたわけですけれども、これに対する研究とかアンケートを取ってないので分かってこないと思うんです。でもせっかく実施したっていうことですので、今町民生活部のほうでも子育て世帯に対する支援とかしっかり考えていってる最中かなと思います。ここ教育委員会と町民生活部違う部局なのでしっかり連携を取ってやっていくべきかなとは思うんですけれども、そのためにいろんな政策必要かなとは思うんですけど、そのうちの一つとしてやっぱりこの給食費の無償化ということで、趣旨は違うかもしれないですけれども、実施半年間されたわけであって、やっぱりそれの成果をしっかり把握して今後に生かしていくべきだと思います。なので、先ほど答弁ありました給食センターも老朽化されているってのは分かるんですけども、それは子育て世帯の支援からちょっと違った観点かなと思いますけども、いかがでしょうか。

〇武田副委員長　ただいま答弁調整中です。はい、どうぞ。

〇給食センター長　給食センター長加藤でございます。ただいまの宗形委員の御質問にお答えさせていただきます。令和６年度前半、半年間の100食の無償化を行ったところでございます。これにつきましては物価高騰のために影響を受ける保護者の方の負担軽減のために実施したところでございますが、今、子育て支援の関連で御質問されたと思いますけれども、いずれにしましても保育園のほうとの整合性も図りながら進めないとは思いますけれども、国のほうが来年度から無償化をするというようなことを言われていますが、まだ情報は全く入ってきていないので、その辺がですね、今後情報が入りましたら、また御説明をさせていただきたいと思います。以上です。

〇武田副委員長　この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続いて２番、長渕委員。

〇長渕委員　はい。４番、長渕豊です。学校給食費の滞納者に対するということで質問させていただいて回答を得ていますけれども、今、世論的に学校給食費の無償化というのが叫ばれていて、そういうことが滞納に影響しているのかどうなのかということ、また、それら滞納している人たちに対して督促という形で進んでいくわけですけれども、本当に滞納せざるを得ないのかどうなのかっていうことの把握ができているのか、また、督促状を出していく上で時期はいつ頃になるのかという

ことをお聞かせ願いたいと思います。

〇武田副委員長　はい、どうぞ。

〇給食係長　学校給食センター給食係長の高玉です。ただいまの長渕委員の質問にお答えします。滞納繰越分について支払い督促申立てする予定としておりますが、基準の設定については他の自治体を参考に高額の滞納額として、古い年度から対象とすることを検討しております。実施時期については条例改正が必要であることから体裁を整備して、再三の催告に応じない対象者に対し可能な限り早期に行いたいと考えております。以上です。

〇武田副委員長　はい、どうぞ。

〇長渕委員　今、質問した中に本当に払えないのかどうなのかということの把握というのはなかなか難しいものなのでしょうか。

〇武田副委員長　はい、どうぞ。

〇給食センター長　給食センター長加藤でございます。ただいまの質問に御答弁申し上げます。本当に払えないのかどうなのかということでございますが、夜間と各滞納している方に行ったりしますけれども、その中で実態は分からないというところがあります。要するにこの家は玄関に入ったときに多分困っているだろうなというような見た目であることありますけれども、ただ実態は分からないです。自分たちは収入状況は見ることができないものですから、どういうその家庭が生活困窮してるかどうかというちょっと判断が難しいところでございます。以上です。

〇武田副委員長　はい、どうぞ。

〇長渕委員　はい。４番、長渕豊です。再質問させていただきます。今の状況は縦の目線でいけばそうなのかもしれませんけれども、町税だとかいろんなことを含めて見たときに横のつながりで見たときに、その人の支払い能力だとか生活能力というのは大体把握できる部分が、全部でなくていいんですけどもできるかなというふうに思います。本当に無償化って叫ばれている中、本当に払わなくていいのかというような感じで投げ捨てている人間がもしいたとしたらですね、その人たちに強固な姿勢で向かうのも必要なのかなと思いますので、質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

〇武田副委員長　答弁は不要ですか。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして３番、山口委員。

〇山口委員　はい。７番、山口雄彦です。教員住宅の目的外使用についてお聞きします。これについて、どのような方が使用されていたかも含めて詳細をお願いいたします。

〇武田副委員長　はい、どうぞ。

〇学校施設主幹　学校施設主幹の高橋と申します。ただいまの山口委員の御質問にお答えいたします。どのような方が使用されているのかということでございますけれども、教員住宅目的外使用につきましては、申請できるものが公共団体及び公共的団体と規則で定められておりまして、現在目的外利用で申請しておりますのは町内会連合会、それから中標津農協、この２者が申請しております。どのような方が使っているのかということにつきましては、町内会についてはその町内会に目的外での住宅がその町内会にありますので、自分たちの町内会に住んで町内会を活性化につながるということで各町内会長が申請しております。農協のほうの申請につきましては、主に農協の組合員を通じて農協が申請をして利用しているという状況でございまして、それぞれ住んでる方は個人ですので、それぞれ名前とかそういうのは控えたいと思いますが、主に農協の組合員の従業員となります。以上です。

〇山口委員　はい、委員長。

○武田副委員長　どうぞ。

○山口委員　はい。７番、山口雄彦です。再質問させていただきます。こちらの金額を見ますと、割と一戸当たりの利用料が安価だと思うんですけれども、昨今いろいろ物価とかも上がっていますけれども、使用料について値上げとかの考えとかはないでしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○学校施設主幹　学校施設主幹高橋です。ただいまの山口委員の質問にお答えします。値上げの予定はないのかということでございまして、現在現存している教員住宅、目的外使用している教員住宅も含めまして、平成の初期に建てたものでございまして、これらについては年数がもう経過しておりますので、今から値上げの予定はございません。それから目的外使用料についての値上げという観点でいけば、目的外の使用料については教員住宅使用料の定めに基づいて、目的外使用料を具体的には１平方メートル当たり213円と定めておりまして、もちろん教員住宅自体の教員から徴収する使用料の価格を変えますと、自動的に目的外の使用料も変わるとは思います。ただ年数が経過しておりますので、今から既存の住宅の使用料を値上げするという考えは持っておりません。以上です。

○山口委員　はい、副委員長。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○山口委員　はい。７番、山口雄彦です。再質問させていただきます。かなり老朽化で年数が経っているということですけれども、こちらの建物について、もう使えなくなったら修理しないで終わりということでよろしいでしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○学校施設主幹　学校施設主幹高橋です。ただいまの山口委員の質問にお答えします。まず教員住宅として使用している住宅につきましては、修繕の度合いにもよりますが修繕して、なお既存の住宅を活用していくべきだという内容であれば修繕します。修繕をする修繕の度合いによっては投資をする合理性がないと判断すれば使用を中止して解体するという可能性もございます。それから目的外使用につきましては、目的ではない使い方をしているということでありまして、今現在運用しているのは、それであってもまだ使える状態であれば有効に活用できる範囲で活用しようということで使っておりますので、目的外使用の程度はございますけれど、修繕というものは実施しないで投資をせずに使用を中止する、そういう考えでございます。以上です。

○山口委員　はい、分かりました。

○武田副委員長　この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○松野委員　９番、松野美哉子です。目的外使用の教員住宅については、公共団体が使う分にはっていうところだと思うんですよね。それで先ほど、町内会の連合会が使うという部分では、それは近郊の方たちが住まいしたりなんだりではなくて使うということで、それは適合するかなと思ったんですけれども、今の農協の組合員を通じて従業員が個人的に個人住宅として入ってるということなのでしょうか。確認させてください。

○武田副委員長　どうぞ。

○学校施設主幹　学校施設主幹高橋です。ただいま松野委員の質問にお答えします。実際には、実際の運用としては農協は組合員にこういった利用をしたいんだということでお願いして、農協が申請していて、そして使う人というのがいますので、その使う人が規則上、年度内ですけれども、年度内年度内で１度ずつ切れるんですが、住宅、住まいとして使っています。何でこうなのかと言うと教育財産で教員住宅でございますので、賃貸契約だとか個人だとか、そういういわゆる普通の貸付

け使用は自治法上、条例上できないことになっております。それで、とはいえ郡部に学校がもう閉校していっておりますので、文部科学省のほうでも教員住宅を賃貸ではなくて使用の許可をすることはして、既存財産の有効活用することは妨げるものではないという運用の方針も出ておりまして、その運用を使って目的外利用、住まないで利用している方もいますし、住んでる方もいますけど、住宅として使う、実態としては住宅として使っています。ただし、年度年度更新、賃貸とは違って使ってもいいですよという許可、条例規則の範囲内での利用をしていただいてるという、そういった状況ですけど、どういうふうに説明すればいいのかちょっと。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○松野委員　９番、松野美哉子です。そのことについてなんですけど、１年契約とかっていう形であれば、町営住宅と同じような対象になりますよね。町営住宅も年度年度で決まっていくかと思うんですけれども、それこの目的外使用っていうところと内容的に言うと、何か町営住宅と同じような、近くだから住まわしてあげているとか、そういうような感じなのかと、個人が住んでいいのっていう、そういうふうに思ったんですけれども、それは許可されているからいいということで認識してよろしいんですか。

○武田副委員長　すみません。令和６年度の決算と直接関係のない点ということで、そちらの答弁控えさせていただいてよろしいでしょうか。先ほど説明答弁ありましたとおり教員住宅の目的外使用として、農協、町内会連合会に貸付けをしているというところで、答弁として足りないでしょうか。

○松野委員　はい。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○松野委員　９番、松野です。結局それが経費として上がったりして、決算に上がってきているわけですから、その使用の内容について確認するというのは今回の決算の事業では関係ないということになるんですかね。

○武田副委員長　すみません。なので使用の内容に関しては先ほど御答弁にありましたとおり、農協と町内会連合会に目的外使用として貸付けを行っているという内容と理解しているのですが、いかがでしょうか。

○松野委員　はい。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○松野委員　それ以上深いことはここの場では聞けないですよっていうことですかね。

○武田副委員長　そうですね。それより深い点と言いますか、それに関連しないところにつきましては答弁の責を教育委員会のほうも負わないと考えております。

○松野委員　はい。理解しました。終わります。

○武田副委員長　この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。それでは質問中ですがここで15時10分まで休憩といたします。

（休憩）

○武田副委員長　それでは時間前ではございますが、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。４番、平山委員。

○平山委員　５番、平山光生です。答弁では活動内容を把握するとありますが、各学校と町内の各学校等ですね、ＰＴＡの活動内容等も縮減されているところが多いため活動費用の実態を把握するだけではなく、真に必要な活動範囲や予算措置を検討すべきではないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○**学校教育係長**　学校教育係長の板倉です。ただいまの平山委員の御質問にお答えいたします。各種団体の活動については、多くの団体は新年度を迎え体制を整え、その年度の事業計画を立てているものと思われますので、予算編成時点で詳細の事業計画や活動費用を団体に求めることは難しいのではないかという認識でおります。当然行政として実態に合った予算措置が求められることは承知しておりますので、今後も各団体と連携を図りながら、より実態に近い形での予算措置となるよう努めてまいりたいと考えております。また、御質問の中で活動の範囲という質問でございましたが、範囲の把握ということであれば、連携の中で情報を共有したりだとか実態の把握をしたりということで努めていけるかなと思いますので、それも併せて努めてまいりたいと考えております。以上です。

○**平山委員**　副委員長。

○**武田副委員長**　はい、どうぞ。

○**平山委員**　はい。５番、平山光生です。再質問させていただきます。予算措置については、なかなかちょっと要望を聞くのが難しいということですが、活用範囲については今後連携して協議を進めていくということで理解あっていますでしょうか。

○**武田副委員長**　説明員の方は挙手の際、はいと声を上げていただくようお願いします。はい、どうぞ。

○**学校教育係長**　学校教育係長の板倉です。平山委員の御質問にお答えいたします。はい。おっしゃるとおり、活動の範囲についても団体が考えた、考案した、協議した内容について共有したいと思います。

○**平山委員**　分かりました。

○**武田副委員長**　この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして５番、髙橋委員長。

○**髙橋委員長**　12番、髙橋善貞です。ＧＩＧＡスクールの運営支援センターの委託料について質問させていただきます。これは令和５年度予算の決算審査特別委員会からの大きな問題として私は捉えています。副委員長にお願いなんですが、これ５番と８番と11番が小学校費、中学校費、高校でなんですが、中身一緒なので一緒に質問ということでよろしいでしょうか。いいですか。

○**武田副委員長**　それでは５番、８番、11番を同じ質問として答弁を求めるようにします。

○**髙橋委員長**　まず、事前に通告もしてあるんですが、この特命随意契約の予定業者と予算額の協議をしていること、これについて官製談合防止法に抵触しないかっていう問題一つ。それと一者独占で特命随契の手法は独占禁止法に抵触しないかということなんです。そして、独占禁止法で必ず言われる不利益を被ったものは一体誰かということなんですが、これについてはＩＴ教育の最先端の業者も入れてそれで一般公募して、やっぱりこの支援センターを決めるべきじゃないかって、これ令和５年にもこれを言ったんですけど、そういうことを考えていくと、この不利益を被っているのは児童生徒になるんです。そういうことでこの２点について答弁お願いします。

○**武田副委員長**　はい、どうぞ。

○**学務係長**　学務係長四宮です。ただいまの髙橋委員長の御質問にお答えしたいと思います。契約の予定業者との予算額内での協議につきましては、予算の範囲内で最大限の効果を引き出すため、業務内容に応じた具体的な訪問回数、対応時間等を検討し、その妥当性を確認するために必要なプロセスだったと考えております。この点につきまして官製談合防止法に抵触するとの認識はございませんでしたが、この行為が法的に疑義や問題点がある場合には御指摘を真摯に受け止めて、契約担当部局にも確認を行いながら今後の契約プロセスにおいて改善すべき点を是正してまいりたいと

思います。また、独占禁止法に抵触するのではないかという御指摘につきましては、複数の事業者に対して競争入札を実施することが理想的ではございますが、本業務の内容から現状では特命随意契約により地元業者に委託することが最善の方法であると判断したものでございます。この点につきましても法令に違反しているとの認識はございませんでしたが、将来的には競争性の確保や改善の余地を慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いしたいと思います。以上です。

〇髙橋委員長　はい。

〇武田副委員長　はい、どうぞ。

〇髙橋委員長　はい。12番、髙橋善貞です。過去の委員会の内容について確認されたのかなと思って、今もう一度確認します。要するに過去の委員会で予算の範囲内でお願いしましたということを答弁いただいているんです。当初予算を、いいですか。当初予算を文科省の補助限度額で見積りをお願いしているんです。これは議事録を見たら分かると思うんですけど、要するに誰がお願いしに行ったか行かせたかは別にどうでもいいんですけど、役場職員っていうのは委託予定業者に補助限度額で見積りをお願いしに行くのが本来業務になるんだろうか。そこがやはりおかしいと思うんです。そして、この２つの法律っていうのは確かにいろんな事件で挙げられていますけど当事者が罰せられるんです。役場職員が罰せられちゃうんです。行政のトップではないわけですよ。だからなおさら心配しているんです。私は。本当に私の言っていることが理解できない、もう２年前の話しですから、その辺から始まっているので、本当にこの話しをはっきりさせたいんだったら、法令に抵触するかしないかの話しもはっきりさせるためにもね、公正取引委員会に過去の議事録と予算書を資料に持っていって照会して、この辺明確にしてもらったほうが私はいいと思うんです。私が言ってることも聞いてもらえない。そして、これからこれから先の話しで申し訳ないんですが、セカンドＧＩＧＡってまた始まるんですよ。新たにＧＩＧＡスクールが。これを前にしてまた全国的な何て言うんでしょう。ＩＴ教育の先進の会社がいっぱいあるわけですよね。それもできないとやっぱりおかしいと思うんですけど、その辺は今後見据えてどうでしょうか。

〇武田副委員長　はい、どうぞ。

〇学校教育課長　学校教育課長の下村でございます。ただいまの髙橋委員長の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。御指摘あったとおりですね、確かにこれまでの契約の方法のプロセスとして疑義が生じるような部分があったというようなところにつきましては、改めて反省すべき点だったなということは思っているところでございます。本来、特命随意契約であっても、当然発注者側の優位性等を確保しつつ透明性を持って進めていくべきものだったというところは重々承知をしているところでございますけれども、先ほど言ったとおり契約のプロセスの中で、そういった部分が透明性が欠けていると言うか疑義が生じるような部分があったというところもございますので、改めてそういった点を反省し、今後はそのような疑念や問題が生じないよう御指摘を真摯に受け止め、改善すべき点を見直してまいりたいと、そのように考えてございますので御理解賜りますようお願いいたします。

〇武田副委員長　はい、どうぞ。

〇髙橋委員長　２年前、令和５年の決算審査のときにいろいろお話しした内容が生かされるかなと思ってはいたんですけど、答弁書を見るとあの時点でもう令和６年の発注は終わってましたからもう仕方ないんですみたいな答弁書で書かれていたんですけど、今後もそういう答弁書が続くなら令和７年も８年もみんな同じ、もう発注しちゃいましたになっちゃうのはどうかな、いかがなものかなと思うんです。この答弁書を見ていると、どうもこれからの改善の何て言うのかな。考えって言う

か、改善していくような、そういう方針には思えないんですよ。確かに副町長の名前で職員に文書を出したりしたのは私は知っていますけど、先ほど言った公正取引委員会に、公正取引委員会なんて何も怖くないですから。ここは指導機関なんですよ。告発機関でもあるけど。指導してもらうのはやっぱり１番早いと思うんですよね。だからそこで受け止めて今後どうしたらいいかっていうのも公正取引委員会と相談するのが１番いいと思うんです。その辺はいかがでしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○副町長　担当に代わりまして御答弁申し上げたいと思います。髙橋委員長からの御指摘、非常に責任の重い御指摘と言いますか、御指摘をいただいたと思っております。まして令和５年の決算審査においても同様の指摘を受けたところでございまして、なかなか改善に至らなかったという部分については非常に深く反省をしているところでございます。しかしながら、私のと言ったら失礼かもしれませんが、私の認識としては今回の特命随契、一者随契、これが決して悪いものではないと言うか、法的に引っかかるものではないというふうには捉えているところでございます。ただ先ほども学校教育課長のほうから説明がありましたとおり、本来、特命随意契約であっても発注者側に利益がないとやるべきことではないというのが大前提であるわけでございまして、ただ事例の中でいきますと、当然予算額の範囲内でと言うか、予算と同額での特命随意契約というのはあってもおかしくはないんだけれども、これやはり髙橋委員長から指摘されておりますように、その中身と言いますか、なぜそうなったと、それが皆さんに御理解をいただけるかどうかと、この理由付けが１番多分必要なことになるんだろうと言うか、そういうふうに理解をしているところでございます。先ほど来、各担当のほうからも申し上げましたが、公正取引委員会のほうに相談するかしないかという手法は別にしまして、いずれにいたしましても、この２年間にわたる同様の指摘を受けたわけですから、この辺につきましてはですね、再度、契約担当部門を含めましてですね、きっちりと今後どのようなプロセスでいくのがいいか、ただそこにやはり置かなければいけないのは、当然コンピューターと言いますか、ＡＩ、ＤＸの時代ですから、日本の最先端企業もあろうかと思います。しかしながら、本町にとって本町の今のシステム構築をやっている業者が地元にいるということも一つありますので、当然やはりそこを一つのターニングポイントとしていく、いかざるを得ないのかなと言うか、そうすることが１番町にとっても有利なんだろうと、また地元にとっても有利なんだろうというふうには考えてございますので、その辺いろいろ整理しながら進めてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○髙橋委員長　はい。いいです。

○武田副委員長　はい。それでは、この件、５番、８番、11番に関して他に質問ある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして６番、平山委員。

○平山委員　はい。５番、平山光生です。６番と９番、小学校、中学校が違うだけですので合わせて質問のほうよろしいでしょうか。

○武田副委員長　はい。

○平山委員　成果測定や詳細な分析は難しいというように答弁をいただきましたが、自宅でのタブレット活用実績は確認してきているのか、また、今後自宅での活用を常用的に推進していくのか教えてください。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○学務係長　学務係長四宮です。ただいまの平山委員の御質問に御答弁申し上げます。タブレット端末の自宅での活用状況につきましては、児童生徒一人一人の活用状況を詳細に把握することはできておりませんが、全国学力学習状況調査によりますと、家庭学習においてタブレット端末等のＩＣ

Ｔ機器を活用していると回答した児童生徒が約６割に上る結果が出ておりますので、家庭におけるＩＣＴ機器の活用が一定程度進んでいるものと認識しているところでございます。また、今後に向けましては、ＧＩＧＡスクール構想第２期として端末の更新を行うところですが、その際には端末の活用状況を把握するダッシュボード機能が端末購入の補助要件として課されておりますので、更新後の端末を利用する令和８年度からは、本町においても端末の活用状況を可視化するシステムの導入により活用の実態をより的確に把握し、家庭での活用も含めたＩＣＴ教育のさらなる推進に努めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○平山委員　はい。５番、平山光生です。再質問させていただきます。今御答弁いただいたのでは全国の学力タブレット活用が６割ということなんですが、中標津においては自宅に持ち帰って活用するという頻度、そんなに多くないのを確認しています。現段階において全員が持って帰って毎日持って帰っている現状でない中で、年間を通した支援する、支給されるっていうこと自体はちょっと経費がかかり過ぎているのかなっていうのがあります。本もデジタルじゃなく冊子のほうの教科書を使っていますし、外に出るときのみとか、学校行けていない子が活用したりとかっていう程度のものであれば補助金等の申請、使った人が補助金として申請する方法も活用できる、そういうことも検討しなければいけないんじゃないかと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○学校教育課長　学校教育課長の下村でございます。ただいまの平山委員からの御質問にお答えさせていただきます。係長のほうから答弁のありました全国学力学習状況調査の中での６割以上がタブレット端末等のＩＣＴを活用しているという実態、こちらは中標津町の結果としての数値になります。当然、６割の中にも持ち帰った端末を必ず使っているというわけではなく、御自宅にある機器を使う部分も含めての数字になりますし、活用の時間帯もですね、30分程度から３時間以上と幅が広く、含めた上での６割ということになりますので、活用実態としても十分な活用が進んでいるかと言われれば、当然、委員が御指摘されたとおり、まだまだ課題はあるのかなというふうには思ってございますけれども、今後はそういった部分で、いろいろな家庭学習の定着といったものも学力向上するためには重要な要素と考えてございますので、タブレット端末もその家庭学習の定着に向けた一つのツールとして教育委員会としてもより一層推進を図っていきたいと、そのようには考えているところでございます。ですので、今後また新たにですね、来年度端末が新しくなるというようなところもございますので、これをきっかけにですね、様々な手法を取り入れながら家庭学習にＩＣＴの活用が定着できるように努めてまいりたいと考えているところでございますので、御理解いただければというふうに思います。

○平山委員　委員長。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○平山委員　はい。５番、平山光生です。再質問させていただきます。先ほど令和８年度からはタブレットが変わるので活用方法の把握が行えるということだったんですけれども、今の端末では確認ができないということでよろしいでしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○学校教育課長　学校教育課長の下村でございます。平山委員の再質問にお答えいたします。現在使っているタブレット端末においては、そこまでのダッシュボード機能が備わっていないので、細かい部分というのは把握し切れないというところがございます。次年度、令和８年度から利用する端末については先ほど係長が言ったとおり、ダッシュボード機能を附属した状態で使用することにな

りますので、細かくその辺の実態は把握できるようになるというふうになりますので、それらのデータを生かしながらＩＣＴ教育の推進を進めていきたいと、そのように考えております。

○武田副委員長　それではこの件、６番、９番の質問について他に質問のある方いらっしゃいますか。なければ続きまして、12 番、山口委員。

○山口委員　はい。７番、山口雄彦です。農業高校就学環境支援事業についてお聞きしますが、この事業によって入学者数を維持されていることについては理解いたしました。ただこの事業の周知の方法ですけれども、農業高校のホームページにはこの事業については載っておりません。できれば町内だけではなく、その他、道外の方にも知らせるためにもホームページに載せることは必要ではないかと思います。もう１点、この事業についての令和６年度予算の主要施策補足説明資料にですね、実習服の現物支給というのがありまして、生産技術科には２万 2220 円、食品ビジネス科には２万 9590 円という補助がうたってあります。それで教育委員会の規則第９号の中標津農業高校就学援助規則というのを見ましたらですね、長靴が上限 4000 円まで、その他のものについては実費を補助するというふうにうたわれております。これについては金額を同じように訂正する必要があるのではないかと思いますが、この２点についてお願いいたします。

○武田副委員長　ただいま答弁調整中です。はい、どうぞ。

○農高事務長　中標津農業高校事務長の川口です。ただいまの山口委員の御質問にお答えします。本事業のホームページの周知なんですけども、ただいまの農業高校のホームページ上では、町からの支援策の欄が検討中になったままになっておりまして、これから掲載の予定でございます。その他には各施設、各中学校に配付する生徒募集ポスターに支援策として掲載しております。また、実習服につきまして、長靴で金額指定しておりましたが、他の実習服も合わせまして、これから検討していきたいと考えておりますので、以上です。

○山口委員　はい、委員長。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○山口委員　７番、山口雄彦です。すみません。今の答弁の最後ちょっと聞こえなかったので、もう一度お願いできますか。

○武田副委員長　はい、お願いします。

○農高事務長　はい。農業高校事務長の川口です。長靴に対しましては 4000 円限度額というふうにしておりましたが、他の実習服に合わせましても、こちらの金額については、これから検討していきたいと思いますので御了承ください。以上です。

○武田副委員長　この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。なければ続きまして、13 番、宗形委員。

○宗形委員　10 番、宗形一輝です。スポーツ文化遠征費補助金について質問させていただきます。この項目で交通費の項目あるかなと思うんですけども、現在、自家用車やレンタカーが除外されております。その実態を把握して補助の充実など検討されているのかお知らせ願います。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○社会教育係長　社会教育係長橘田と申します。宗形委員の御質問にお答えいたします。本補助金におけます補助額の積算につきましては、交通費分と宿泊費分の経費を積算基準に基づき算出した基準額と、実際の実経費を比較し安価なほうを適用しております。交通費分につきましては委員の御質問のとおり、自家用車やレンタカーで遠征した際は補助対象外としており、令和６年度実績で申し上げますと全体の補助件数 64 件に対し 15 件、率にして 23.4％となっており、主に剣道、空手、ピアノ等の個人、もしくは小人数での場合が多い状況であります。補助の拡充に関してですが、令

和６年度より物価高騰等による経費増加に合わせて、宿泊費の単価基準額を増額し改定したところでありまして、現在はその実績を踏まえ検証している段階であります。なお、今後の社会情勢の変化により、自家用車等の利用が今後も増える状況になった際には検討する必要もあろうかと考えているところでございます。以上でございます。

〇武田副委員長　はい、どうぞ。

〇宗形委員　10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。この補助金、僕がしてから最初500万円だったんですけれども上がっていただきまして、さっき言われたように宿泊費も上げていただきました。で、かつその最初見たときよりも、この子どもたちが使う件数もかなり増えてきて充実した補助金になってきたかなとは思うんですけれども、この使っている団体のほとんどが全道大会みたいな、地区大会はないと思うんですけども、全道大会で遠征に行くということで、ほとんどがお父さんお母さんが車で連れていくというようなパターンでして、何が言いたいかと言うと、結局全道大会で使われる補助金、全国大会も使わせていただいているんですけども、ほとんど全道大会で自家用車で向かっているということもありまして、そこの部分の負担もやっぱり少し出てて、やっぱそういうところも補助していただけるとさらに使いやすい、子どもたちが活躍できる場を広げてくれると思いますし、この間行った視察先においてもやっぱり他の町から見ると中標津って合唱とラグビーの町だみたいな、やっぱりこういった文化とかスポーツが得意な町なんだなっていうのをアピールできていると思うんです。やっぱりこういう先ほど言ったような車とかで行けるっていうのをもうちょっと拡充していただけると、アピールも広がってくるかなあと思うんですけども、その辺り検証をさらに広めていくということは可能でしょうか。

〇武田副委員長　はい、どうぞ。

〇社会教育係長　社会教育係長橘田と申します。再質問にお答えいたします。通常中学校の部活動等におきましては事故などの安全面を配慮したりすることで、公共交通機関を利用することが多くなっております。むしろほとんどがそちらのほうを使っておりますので、実際に応援する保護者の方との齟齬を考えると、ちょっとそこら辺は検討していく必要があるなと考えておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

〇武田副委員長　この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして14番、阿部沙希委員。

〇阿部沙希委員　はい。２番、阿部沙希です。不登校についてだったんですけれど、令和６年不登校者数が80名中、ひだまりルーム登録者が16名で登録のない児童が64名いるようなのですが、64名の子たちの実態というのはどうなっているのでしょうか。

〇武田副委員長　はい、どうぞ。

〇学校教育係長　学校教育係長の板倉です。ただいまの阿部沙希委員の御質問にお答えいたします。まず、不登校者80人が全く登校できてないということではありません。資料にもお示ししたとおり、この80人は年間に30日以上登校しなかったものであり、そのうち50日以上欠席したものが60人、さらに90日以上欠席した者は36人となっております。つまり陽だまりルームを利用していない児童生徒64人、全員がどこともつながりがなく引きこもりになっているということではなく、学校にも登校できている子が大半となっております。それらの児童生徒につきましては、登校時には他の児童生徒と一緒に教室内で授業を受ける場合や、教室には入れないが別な部屋で授業を受ける。また、放課後の時間帯にだけ登校するといったことがございます。そのときそのときの児童生徒の状態によって登校の形態が変わってきますので、明確に64人の実態を数字としてお示しすることは難しいことを御理解願います。以上です。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○阿部沙希委員　はい。２番、阿部沙希です。再質問させていただきます。大半の子たちはどこかとはつながっているとのことで、90 日以上の欠席者が小中合わせて 36 人いるという記載があるんですけれども、36 人はつながりはどうなっているのでしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○学校教育係長　学校教育係長の板倉です。ただいまの阿部沙希委員の再質問にお答えいたします。繰り返しとなってしまい恐縮ですが、数字としてお示しすることは難しい状況でございまして、その 36 名も登校できていたり別室で学習したり、放課後のみ登校するというような同じような状況となってございます。以上です。

○阿部沙希委員　副委員長。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○阿部沙希委員　２番、阿部沙希です。再質問させていただきます。残りの 36 人の方も放課後に学校に行ったりと、何かしら関わりはあるとのことで、陽だまりルームに行っていない子たちもその放課後だけとかの子たちもそうなんですけれど、教育を受ける権利のあるべき義務教育機関の児童生徒たちですので、不登校児童生徒の居場所は学校外にも必要だと思うんですけれど、家庭と学校の他にも必要だと思うんですけれど、この適応指導教室陽だまりルームでは何か取り組みはできないのでしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○学校教育係長　学校教育係長の板倉です。ただいまの阿部沙希委員の御質問にお答えいたします。陽だまりルームの活動といたしましては、年度当初に陽だまりルームの相談員が学校を訪問して、まずは陽だまりルームの紹介、ＰＲ、こういう場があるんだよというような学校訪問をして学校や管理職と話しをしております。また加えて定期的に学校を訪問することによって、欠席している子どもですとか学校に通えないような子どもの状況の把握に努めることにより、陽だまりルームをはじめ、学校に足を向けられないかといったような活動だったりだとか、あとは学校側が抱いている疑問だとかに対しても相談員として助言をしたりだとか、あとは協力できることをともにやっていくとか、そういった活動をしております。以上です。

○阿部沙希委員　以上です。

○武田副委員長　はい。この件について他に質問のある方いらっしゃいますか。なければ続きまして 16 番、髙橋委員長。

○髙橋委員長　はい。12 番、髙橋善貞です。児童生徒健康診断委託料について再質問させていただきます。答弁書で受診率を一覧表を作成していただきましてありがとうございました。小学生には心電図、尿検査、歯科健診、耳鼻咽喉科、眼科、内科の健診があります。その中で小学２年生と小学５年生が受診する眼科健診のみが令和５年度の受診できなかった生徒について健診しているんですけど、令和６年度の受診率が 104.5%になっています。前年度に受診しなかった生徒を健診した理由は、受診させた理由は何でしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○学務係長　はい。学務係長四宮です。ただいまの髙橋委員長の御質問に回答いたします。児童生徒の健康診断につきましては、学校保健安全法施行規則に検査の項目が規定されており、これにのっとり全学年を対象に内科健診と歯科健診を毎年度実施しております。内科健診に加えてより精密な検査を実施するために３年に１度、専門医による眼科健診と耳鼻咽喉科健診、心電図検査を実施しており、これらの３年に一度実施する専門医による健診については、眼科健診に限らず耳鼻咽喉科

健診、心電図検査につきましても都合により対象学年で実施できなかった場合には翌年度以降に受診できる機会を設けております。必要な健診を漏れなく実施し児童生徒の健康保持、増進に努めている状況でございます。以上です。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○髙橋委員長　今の説明だと他にある尿検査とか心電図とか、他の検査も翌年、受診できなかった生徒は受診することができたんだけど、希望者が１人も眼科以外はいなかったっていうことなんでしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○学務係長　学務係長四宮です。ただいまの髙橋委員長の再質問に答弁申し上げます。表であらわしております受診率なんですけれども、眼科健診についてだけちょっと100％を超えている状況になっていましたので、100％を超えるのはどういうことかと疑問に思うかと思いまして、こちらの記載をさせていただいております。なので、６年度実施した心電図検査、耳鼻咽喉科健診、眼科健診につきましても、５年度対象学年であった生徒も受診している状況でございます。以上です。

○髙橋委員長　副委員長、すみません。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○髙橋委員長　12番、髙橋善貞です。たまたま100％を超えた眼科だけが、前年度受診できなかった生徒について注意書きで明示したんですけど、他の心電図から尿検査、歯科健診まで、この中には令和５年度に受診できなかった子どもの数も入っているっていうことなんですか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○学務係長　学務係長四宮です。ただいまの髙橋委員長の再質問にお答えいたします。受診者数の中には５年度対象学年だった生徒数も含まれております。以上です。

○髙橋委員長　いいですか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○髙橋委員長　決算の考え方は年度会計であって、年度決算になるのが普通なんですけど、こういう書き方をされると、その年度に予算を見たものが結果的に数字として反映されなくなる。だから、その年の予算で組んだ令和６年度の受診対象者に対して何名が受診したかで受診率っていうのは出るんじゃないかと私は思うんですよ。そこに昨年度分を入れてしまうと、数字がただ大きくなるだけの話しであって、年度決算もそのもともとの趣旨から外れていくんじゃないかと私は思うんですけど、決算で昨年度分、本当はそれは令和５年度の予算に入っていたものが令和６年度でカウントされる。これやっぱりおかしいと思うんですけど、分けるべきじゃないですか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○学校教育課長　学校教育課長の下村でございます。ただいまの髙橋委員長の御質問にお答えいたします。確かに今回の決算審査に関わっての表の作成に当たりましては、この対象者人数というところは、当該年度に実施すべき人数、例えば心電図では小学校１年４年生、その当該年度の学年の人数を書いておりまして、受診者数のところには実際には前年度に対象になっていたけれども前年度欠席したので、今年度、６年度に実施した人数も含めて記載してしまっているというところが、ずれが生じてしまうと言うかですね、眼科がたまたま当該年度の欠席者数よりも、前年度の欠席者の受診者のほうの人数のほうが多かったということで、対象人数よりも多い数字が出てしまっていると。他の心電図等につきましては欠席者数のほうが多くて、前年度未受診だった人も実際にはやっているんですけれども、結局、こちらの表にあらわしている対象人数には満たない数字で実績を上げているというようなことになりますので、その辺、先ほど御指摘いただきました、当該年度の人

数のみで決算をあらわすべきではないのかというところでございますけれども、その辺も御指摘いただきましたので、今後、そういった表記も改めていきたいと思いますし、予算の計上につきましては、当然当該年度の人数プラス前年度欠席した人数の部分も上乗せした形での予算計上はしてございますので、その部分では整合性と言うか、それは間違いないと言うか、令和６年度に予算計上した部分に対する実施というところは問題ないのかなという認識ではいるんですけれども、こういった計算の説明の中での表の作成の仕方につきましては御指摘いただいた内容も踏まえまして改めていきたいと、そのように考えてございますので御理解いただければと思います。

〇髙橋委員長　はい。分かりました。

〇武田副委員長　はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして 20 番、江口委員。

〇江口委員　11 番、江口智子です。各校のネットワークの状況について質問いたしまして、答弁では中標津中学校と計根別学園の状況が良くないと。それで順次プロバイダー契約の変更等をしていくということでしたが、まずこれについては年度内に実施される予定なのか、いつまでに予定しているのかという部分について伺います。

〇武田副委員長　はい、どうぞ。

〇学務係長　学務係長四宮です。ただいまの江口委員の御質問に答弁申し上げます。まず、ネットワークアセスメントによりまして、通信速度が文部科学省の推奨帯域を満たしている学校が中標津中学校、計根別学園となっております。プロバイダー契約の変更につきましては、中標津中学校を含む市街地校５校を対象に実施しております。計根別学園につきましては、今回変更いたしました市街地校と同様のプロバイダーと既に契約済みとなっておりますので、アセスメントの結果も先ほどの御説明したとおり推奨帯域を満たしている状況となっております。中標津中学校につきましてもアセスメント結果は満たしておりますが、市街地の他校と同様にプロバイダー契約の変更をすることとしております。中標津中学校、広陵中学校につきましては、現在、ネットワーク機器の設定作業中となっておりまして、今月中に新しいプロバイダーへ移行予定となっております。作業が済んだ小学校につきましては、先月 10 月中に新しいプロバイダーに移行をしているところでございます。以上です。

〇武田副委員長　はい、どうぞ。

〇江口委員　はい。11 番、江口智子でございます。失礼しました。Ｎ中と計根別が満たしているということですね。で、今小学校とそれから中学校、Ｎ中広陵は今月中の予定であるということで伺いましたが、計根別学園がですね、例えば職員室がほとんどネットワークがきかなくてスマホで学習素材を検索しようとしても開けなくて、もう何かページが白紙になってしまうような状況になっています。他の先生たちもそのようにおっしゃっていて、それで私勘違いしてしまったんですが、例えば各教室に行きますと少し接続状況が良くて開けたりするんですが、今、教員の盗撮問題等で先生たちは教室にスマホの持込みを自粛しているような状況の中で、なかなか職員室で素材を見つけて授業で使いたいといったときに、ちょっとうまくいっていないのかなという実態があるので、調査は調査で既に良好であるという結果ではあったんですが、そういったところを再度確認していただければと思います。それともう１点がアクセスポイント、広陵中では大規模改修をしまして、アクセスポイントがその時点で設置をされていなかったというのは、これ実際に実装してみないと稼働が分からないから、このようなことになってしまったということなんでしょうか。

〇武田副委員長　はい、どうぞ。

〇学務係長　学務係長四宮です。ただいまの江口委員の御質問に答弁申し上げます。広陵中学校につ

きましては、大規模改修において旧校舎に設置していたアクセスポイントを取り外しまして新校舎に再設置している状況でございます。ですので、旧校舎において体育館についてはアクセスポイントが設置されておりませんでしたので、新校舎についてもアクセスポイントは設置していなかった状況でございますが、アセスメントの結果、やはり体育館にもアクセスポイントが必要であるということが判明しましたので、別途設置させていただいております。その他にも普通教室や特別教室等の移動がありまして、新たにアクセスポイントを追加設置しているところでございます。以上です。

○江口委員　分かりました。以上です。

○武田副委員長　この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続きまして21番、宗形委員。

○宗形委員　10番、宗形一輝です。ＧＩＧＡスクール構想推進事業のタブレットについて修繕状況を教えてくださいと言うことで、修繕した事実はなくて壊れたのが105台あったという結果でした。質問は児童数減少もありというふうに書かれています。予備機で対応してきましたよとはあるんですけれども、当初の想定は処理が前提であったのか。プラス、保険や保守サポートっていうのは、こういう端末とかあるかなと思うんですけども、それの活用はされなかったのか教えてください。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○学務係長　学務係長四宮です。ただいまの宗形委員の御質問に答弁申し上げます。端末に対する保険加入の検討についてでございますが、当初端末にはメーカーによる１年間の補償が附属しており、この保証を活用することで故障への対応が可能であろうと判断し、運用初年度からの保険加入は検討していないという状況でございました。メーカー保証が切れる２年目以降に向けて保険への加入も検討したところですが、その過程の中で保険に加入するためには１台当たり年間2000円から3000円の費用が発生することが分かり、対象台数が2000台を超える状況において、総額の大きさから現実的ではないと判断したところでございます。故障への対応につきましては、修繕費用を予算計上し修理対応に備えておりましたが、運用開始した令和３年度から令和６年度までの４年間で故障台数は105台と率にして全体の５％以下と低い故障率で推移してきている状況でございます。また、児童生徒数が年々減少しており、令和３年度時点では児童生徒教員を合わせて2107名だったのに対し、令和６年度では1861名まで減少しており、その分予備機扱いとなる端末が増えてきているところでございます。この状況を踏まえまして、現在では故障対応については修理を優先するのではなく、予備機を活用する対応となっており、機器の運用に支障を来さないように努めているという状況でございます。以上です。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○宗形委員　はい。10番、宗形一輝です。つまり令和３年から令和７年の差額2107名から1861名の差で約250台ぐらいですか、のうち105台を壊してしまったからそれと交換しましたよっていうようなお話しで、今２年目以降、保険に入っていないということなので、仮にたまたまこの５％以下で105台しか壊れませんでしたよっていうようなお話しですけれども、それ以上に例えば300台近く、場合によって壊れてしまいましたということであるならば、保険は使えないというようなことかなと思うんですけども、その場合は修繕費が予算組みされているから使っていくというような考え方でよろしいでしょうか。ちょっと確認です。

○武田副委員長　はい。

○学校教育課長　学校教育課長の下村でございます。宗形委員の再質問に対しお答え申し上げます。委員おっしゃったとおりかなり大分差額と言うかですね、台数が予備機として回る台数が増えてい

るので、実際壊れた台数よりもそういった台数のほうが多いというところでいくと、それをまず故障した替わりに充てがるという取り組みをこれまでしてきたところでございますけれども、実際105台で済まなかったらどうだったんだろうかというところでございますけれども、中標津町に限らずどこの自治体もそういった悩みを抱えているところで、保険に加入している自治体も確かになくはないんですけれども、実際に先ほど説明したとおり、１台当たり2000円、3000円の保険料が年間にかかるというところを見比べますと、やはり修繕費用をある程度確保した中で壊れた場合には修繕対応、結果的には今は予備機となる台数が故障機を上回っていましたので、修繕費を使うことなく代替機を渡すことができてはいたんですけれども、そういったところでいきますと、やはり保険に加入するのも当然いいと言うかですね、有効に活用できるとは思うんですけれども、台数の減り具合からいくと保険に加入するよりは修繕費用計上したほうが予算的には好ましいんじゃないかという判断でこれまでやってきたというのが現状でございます。